

## ○三春町お試し住宅提供要綱

令和3年12月23日告示第114号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三春町（以下「町」という。）に移住を希望する者（以下「移住希望者」という。）に、町の風土、環境等の日常生活を一定期間体験してもらうための住宅（以下「お試し住宅」という。）の提供について、必要な事項を定めるものとする。

(お試し住宅)

第2条 お試し住宅は、別表第1に掲げる住宅の空室を利用し、別表第2に掲げる生活に必要な最低限度の家電製品等を設置するものとする。

(利用者の資格)

第3条 お試し住宅を利用することができる者は、次の全ての要件を満たす単身者又は町の新規就農支援制度を活用する町外の就農希望者でなければならない。

- (1) 町外に住民登録があり、町内への移住希望者であること。
- (2) 転勤、婚姻又は住宅購入等による転入予定者でないこと。
- (3) 三春町暴力団排除条例(平成24年三春町条例第21号)第2条に定める暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 1ヶ月以上の滞在ができ、利用中に町が指定するイベント・行事等に参加し、その内容や魅力を情報発信すること。

(利用申請)

第4条 お試し住宅を利用しようとする移住希望者（以下「申請者」という。）は、三春町お試し住宅利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し町長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 緊急連絡人届出書（様式第3号）
- (3) 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (4) 申請者の住民票
- (5) 緊急連絡人の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

(利用許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用を認めるときは、当該申請者に対して三春町お試し住宅利用許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(利用期間)

第6条 お試し住宅の利用期間は、利用単位を1か月とし、1年を限度とする。なお、町長が認めるときは、就農希望者に限り最長2年まで延長できる。

- 2 お試し住宅の利用期間の延長を希望する利用者は、利用期限の10日前までに、三春町お試し住宅利用期限延長申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、延長するかどうか決定し、三春町お試し住宅利用期間延長許可（不許可）決定通知書（様式第6号）によりその旨を利用者に通知するものとする。

（利用料金）

第7条 お試し住宅の利用料金は、月額20,000円（駐車場代及び共益費、組費、インターネット通信料込み）とする。なお、敷金は免除する。

- 2 利用者は、初回の利用料金のみ利用開始日に納入しなければならない。また、翌月以降の利用料金は、毎月25日（土日祝日の場合は翌日、退去月の場合は退去日）までに納入すること。
- 3 利用者がお試し住宅を退去する場合において、その月の利用期間が1月に満たないときでもその月の利用料金は日割計算せず、月額の利用料金を徴収する。

（利用料金以外の費用負担）

第8条 光熱水費、飲食費、燃料代、交通費、日常生活に係る消耗品及びお試し住宅に備え付けた家電製品等以外に要する費用、利用料金に含まれない通信料は、利用者が別途負担するものとする。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、お試し住宅の利用について必要な注意を払い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町内での日常生活体験以外の目的に利用しないこと。
- (2) お試し住宅及び附属設備等を清潔に保つとともに適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（制限される行為）

第10条 利用者は、お試し住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外の者を同居させること。
- (2) お試し住宅の全部又は一部を第三者に転貸、又は権利を譲渡すること。
- (3) お試し住宅の改修を行うこと。
- (4) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 犬・猫等のペットを飼育すること。
- (6) その他お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

（利用許可の取消）

第11条 町長は、利用者が次の各号の一に該当するとき、又は住宅の管理上特に必要と認められるときは、第5条の規定による利用許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 不正の行為によって利用許可を受けたとき
- (3) 故意又は過失によりお試し住宅を棄損したとき
- (4) 暴力団員であることが判明したとき

- 2 前項の規定により利用許可を取り消したときは、三春町お試し住宅利用許可取

消通知書（様式第7号）により通知するものとし、第7条による利用料金は返還しない。

3 前項の規定による通知を受けた利用者は、通知日から起算して10日以内に住宅を明け渡さなければならない。

4 前3項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

（明渡し）

第12条 利用者は、利用期間が満了したとき、又は利用許可を取り消されたときは、三春町お試し住宅利用終了届（様式第8号）を提出し、利用期限満了までにお試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

2 利用者は、退去日に町営住宅立入検査員若しくは町長の指定した者の立会のもと、お試し住宅及びその敷地の原状回復について確認を受けなければならない。

3 利用者が前項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、町は利用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、利用者は何ら異議を申し立てることはできない。

（立入り）

第13条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他管理上特に必要があると認めるときは、町営住宅立入検査員若しくは町長の指定した者を当該お試し住宅及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

（損害賠償）

第14条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、お試し住宅及び附属設備等を損傷又は滅失若しくは汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事故免責）

第15条 お試し住宅及びその敷地内で発生した事故については、町は一切賠償の責めを負わない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

住宅の名称	所在地	構造	建築年	間取り
特定公共賃貸住宅 かいやま団地	三春町大字貝山字馬場33	木造2階建	平成10年	2DK

## 別表第2（第2条関係）

項目	個数	備考
テレビ	1	
冷蔵庫	1	
洗濯機	1	
電子レンジ	1	
炊飯器	1	
掃除機	1	
ふとん	1	
テーブル	1	
テレビ台	1	
カーテン	2	
照明	2	
エアコン	1	